

厚生労働大臣 様

障害のある子どもの放課後保障全国連絡会（全国放課後連）

〒135-0003 東京都江東区猿江2-9-5 まつばっくり子ども教室内

放課後等ディサービスの指標判定と報酬区分廃止を求める要請書

【要 請 趣 旨】

障害のある子どもの放課後や長期休業中の支援を行う放課後等ディサービスは、全国に13,000以上の事業所があり、20万人を超える子どもが利用しています。事業運営の財源の主な部分は、利用実績に応じて支払われる報酬（公費）に依っており、その基準額（報酬単価）の変更は事業の存立を左右します。

2018年度の報酬改定では、「質の悪い事業所を減らす」という理由で報酬単価を引き下げた上に、利用している子どもの障害の状態を基礎にした2段階の区分を新たに設けました。子どもの障害の状態を点数化し（指標判定）、合計が13点以上の子どもを「該当児」、満たない子どもを「非該当児」と判定した上で、「該当児」が利用児の半数を超えた事業所（区分1）とそうでない事業所（区分2）の間に報酬上の高低差を設けました（厚生労働省によると全事業所の約8割が「区分2」）。

実施された指標は、たとえば「突発的な行動」や「反復行動」にたいして、「月に1回以上支援が必要」0点、「週に1回以上の支援が必要」1点、「ほぼ毎日支援が必要」2点と判定するといった内容で、支援の質を測ることにつながらないばかりか、子どもの思いを聞きとることとは無縁の項目が並んでいます。子どもの状態を聞きとられる保護者からも戸惑いの声が相次いでいます。

今回の報酬改定によって8割近い事業所が減収となりました（全国放課後連調査）。減収になった事業所は、職員の給与を減らさざるをえず、手厚い支援のために欠かせないアルバイトを削減するなど活動縮小に追い込まれています。閉鎖に追い込まれた事業所もあります。しかし、この改定によって「質の低い」事業所が減ったということは明らかになっています。

障害のある子どもにとって放課後等ディサービスは、家庭や学校とは異なる場であり、親や先生でない大人や友だちとすごすことで新しい自分をつくっていくことのできる場所です。子どもの育ちを保障する活動を継続・発展させるために、以下のように現行報酬の改定を求めます。

【要 請 事 項】

- 放課後等ディサービス利用児の指標判定と結果に伴う報酬区分制度を廃止すること。
- 報酬単価を少なくとも2017年度までの額に引き上げること。

氏 名	住 所（「同上」や「〃」は使わないでください）
	都 道 府 県

署名取り扱い団体

（この署名は目的以外には使用しません）